

京都市個人情報保護審査会答申第30号の概要

答申年月日	平成19年10月3日
請求内容	市立小学校慰謝料請求事件について
請求者	本人
所管課	教育委員会調査課
所管課の決定	非利用停止決定
所管課の主張	<p>1 本件個人情報は、訴訟の概要を上司らに報告する目的のために作成し、利用された「市立小学校慰謝料請求事件について」である。</p> <p>2 当該文書は、訴訟終了後は訴訟記録のファイルに綴じられ、永年保存文書として保管されているが、個人情報取扱事務の目的を超えて、実施機関内で利用し、又は実施機関以外のものに提供してはいない。よって、本件個人情報は、条例第8条第1項又は第2項の規定に違反して利用されているとはいえない。</p>
異議申立人の主張	<p>1 個人メモの实在が不明であることと、記憶で作成されたことには、信憑性を疑う。</p> <p>2 実施機関の説明は、既に開示を受けている個人情報保護審査会の会議録と矛盾している。また、提訴後の陳述書は在籍中とし、1年後あたりに作成された文書であり、不自然である。</p> <p>3 慰謝料請求事件訴訟について、裁判の根拠を示すものはなく、訴訟資料の論拠となった記録は誰も知らない、個人メモは廃棄したということだが、本当に存在していたのか。また、棄却であって、敗訴ではない。</p>
審査会の判断	<p>1 本件個人情報は、訴訟の概要を上司らに報告する目的のために作成し、利用したものであり、訴訟終了後は永年保存文書として保管されているが、それ以外の特段の利用をされたものではない。</p> <p>2 条例第8条第1項又は第2項に違反し、個人情報取扱事務の目的を超えて利用し、又は提供されているような特段の事情を疑わせるに足るものは、当審査会としては見出せなかった。</p> <p>3 したがって、条例第30条第2号及び第3号の利用停止の要件を満たさず、また、異議申立人から違法に利用し、又は提供されている事実も示されていないことから、実施機関が行った本件処分について、不当であるとは認められないと判断する。</p>